

# 公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2009.9 No.

44

## CONTENTS

特集 公害紛争処理制度の現状と課題 公害紛争処理制度に関するアンケート結果から	1
公害紛争処理制度の利用の促進に向けた取組	2
弁護士の立場から見た公害等調整委員会の近時の「改革」	3
初めて公調委を利用して	4
二弁環境保全委員会活動報告—道路シンポジウム	5
微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )環境基準設定について	6
2020年までにエネルギーの20%を再生可能エネルギーにしよう	7
第52回人権擁護大会シンポジウム	8
来年度の人権擁護大会シンポジウム 立候補企画のご案内	8

## 特集 公害紛争処理制度の現状と課題

### ■ 公害紛争処理制度に関するアンケート結果から

大阪弁護士会 村松 昭夫

#### 1 公害紛争処理制度とは

公害紛争処理制度は、1970年に、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的にしてあっせん、調停、仲裁及び裁定の各制度が設けられ、中央に公害等調整委員会（公調委）が、各都道府県に公害審査会が設置されている。制度発足からすでに40年近くが経過し、様々な公害紛争の解決に一定の役割を果たしてきたことも事実であるが、一方、市民にとって必ずしも使い勝手のよい有益な制度とは言い難い現状もある。

#### 2 アンケート調査から見えてくる現状と課題

日弁連公害対策・環境保全委員会は、これまでも公調委との懇談会を定期的実施し、公害紛争処理制度の改善に関する意見交換を行ってきたが、今年も4月24日に懇談会を実施した。そして、懇談会に合わせて、弁護士で各都道府県の公害審査会委員に就任しておられる方々やこの制度を代理人として利用している一般会員を対象にしたアンケート調査を実施した。以下においては、アンケート結果から見えてくる現状と課題を報告したい。

まず、驚くのは、予想されたことではあるが、公害審査会委員で現在まで担当した事例が全くないという方々が圧倒的に多いということである。この制度がどうしたら一般市民に広く利用されるようになるか、何よりもこの点が制度改革の最重要の課題である。そこで、アンケートでは、制度改善の具体的な方策として、公調委等の現地開催、公調委の原因裁定や責任裁定制度を地方の公害審査会に導入すること、公費での事実調査の実施、さらに審理期間の迅速化などについて意見を求めた。

公調委等の現地開催に関しては、地方在住者の負担軽減や実際に周辺環境を現認・見聞し、問題点を整理するという点からもその必要性が強く指摘された。原因裁定や責任裁定制度を公害審査会に導入することに関しては、これが必要であるという多数の意見がある一方、現在の公害審査会の調査能力、予算、地方レベルでは専門的知識を有する人材の確保等の困難性を指摘する意見もあった。公費での事実調査の実施に関しては、公害問題は提起する者の利益問題ではないので公費での事実調査

は当然であるという意見や、公害等の原因や被害の程度について公費で調査することが必要であり、これができないと住民がこの制度を利用する意味がないという強い意見もあった。さらに、審理期間の短縮についても、スタッフ（担当職員）の充実や公害審査会の権限強化などの方策の提案があった。

以上の外にも、温暖化なども審理対象に入れるべきである、委員が積極的にイニシアチブを発揮して解決の方向性を示していくべきである、相手方となる行政によって審理の非公開制度が乱用されている、全体的に予算の拡充を求めるなどの意見も寄せられた。

#### 3 まとめ

アンケートで寄せられた意見は、一様に公害紛争処理制度の必要性を前提にして、その改善方策を積極的に提起する貴重なものであり、今後、公調委や各都道府県の公害審査会に対して、寄せられた意見を積極的に取り入れるよう要望していきたい。

# ■ 公害紛争処理制度の利用の促進に向けた取組

公害等調整委員会事務局次長 田家 修

公害等調整委員会は、行政型ADRの一つであり、訴訟とは異なり、必要に応じて自らの費用で調査を行うなどの特色を有し、公害紛争の内容に応じたきめ細かな利害の調整を図りつつ紛争を解決することができる。公害紛争処理制度の果たす役割は一層重要となっていることから、制度の利用を促進するため都道府県の公害審査会等の事務を担当する部局と連携を図りつつ、以下のような取組を進めている。

## 1 公害紛争処理制度の広報等の取組

取組の第一は、現在あまり一般に認知度が高くないといわれている公害紛争処理制度についての広報等を充実・強化していくことである。

「政府インターネットテレビ24chこの人に聞く」の『公害で困ったらまず相談』の配信（2009年1月8日～）、リーフレット「騒音や悪臭などでとてもお困りの方へ」の市町村等の公害苦情相談窓口や法務局、法テラス等への送付と情報提供の依頼（2009年4月以降）などを行うとともに、弁護士会や実際に苦情相談・処理を行っている市町村等を訪問し、情報交換と意見交換に努めているところである。

今後、苦情相談・処理の現場の状況を踏まえつつ、苦情処理と紛争処理との一層の連携を図っていく必要があると考えているところである。また、法律相談を提供している機関との情報交換等も課題であると考えている。

## 2 利用者の利便性の向上を図るための取組

地方在住者にとって、距離的、時間的に東京は遠く、身近な紛争について公害等調整委員会の機能を利用するのは難しいといった声が増えて多くあった。そうした声に対応し、公害等調整委員会と地方在住者の距離を可能な限り縮めていくことが必要となっている。このため、今年度からは現地における審問期日の開催など、公害等調整委員会の委員や事務局職員が積極的に現地に赴いて手続を行うこととしている。

また、都道府県公害審査会等に所属する調停事件において原因の解明に困難が伴う場合に、公害等調整委員会の原因裁定機能を有効に活用していただく取組も進めている。具体的には、審査会等事務局から当事者に情報提供をしていただき、形式的には当事者から原因裁定を申請していただくという形を経ることになるが、実質的には専門的な調査、原因解明の部分を公害等調整委員会が担当し、公害審査会等と連携して調停事件の解決を促進することになるものと考えている。

さらに、都道府県公害審査会等で最終的に当事者間の主張が折り合わず調停が不成立となる場合に、公害等調整委員会の裁定機能（原因裁定及び責任裁定）を利用する途があることを当事者に紹介していただく取組も進めている。

今年度予算に新規に計上された現地期日の開催に必要な経費や昨年度に比べ大幅に増額された事件調査に

必要な経費を有効に活用し、事件の積極的な受付と処理に取り組んでいきたいと考えている。

## 3 都道府県公害審査会等の紛争処理機能の支援を行う取組

都道府県の公害審査会等は、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件すなわち都道府県内の調停事件等について、各々独立して事件処理を行うこととされているが、これまであまり事件処理の経験や蓄積のない都道府県に対し、技術的なノウハウ等や従前の事例に関する情報の提供という面で、公害等調整委員会の果たす役割は大きいと考えられる。このような観点から、公害等調整委員会事務局としては、関係情報の収集、提供等により、都道府県を積極的に支援していきたいと考えている。

今年度に入り、公害等調整委員会における事件の受付は増加し、4～7月の4か月間で12件と昨年度1年間の受付数と同数となっている。この中には、建設工事による騒音、振動被害で比較的小規模な責任裁定事件も含まれており、また原因裁定事件が半数を占めるなど、紛争の多様化の中で、公害等調整委員会の法的な判断（因果関係の解明を含む）等に対する期待の高まりが感じられるところである。

今後とも、上記のような取組により事件の受付を促進するとともに、受付事件の適切な処理を通じて、ADR機関としての使命・役割を果たしていくことが重要と考えている。

# ■ 弁護士の立場から見た公害等調整委員会の近時の「改革」

茨城県弁護士会 坂本 博之

**1** 公害等調整委員会(公調委)は、公害紛争処理法に基づいて設置された機関であり、東京霞ヶ関の中央合同庁舎4号館10階にあります。ここで審理される案件は、①重大事件・広域処理事件・県際事件についての公害問題等に関するあっせん、調停、仲裁、②裁定などです。裁定には、原因裁定(公害被害の原因について裁定を求める手続)、責任裁定(公害被害に係る損害賠償の責任について裁定を求める手続)のほか、農地法85条6項、都市計画法51条1項等の規定に基づいて、一定の行政処分に対する不服の裁定を求める手続、などがあります。裁定の手続は、訴訟手続に近い手続ということがいえます。

公調委における手続は、裁判所の訴訟手続と比べて、①費用が安い、②鑑定等を国の費用で行うことができる、③事実の調査等を積極的に行なってもらえる、といった点が大きなメリットです。

**2** しかし、この手続は、広く知られた手続とは必ずしも言えず、利用者が余り多くないため、公調委は、近時、次のような新たな取組みを開始しました。即ち、第1に、公害紛争処理制度について、弁護士会や法テラス等に対する情報提供を行うなどにより、広報活動を強化するということです。第2に、地方における利便向上を図る、ということです。

上記のように、公調委は東京にあるだけで、地方には支部もないため、地方の人たちがここを利用するのは、非常に不便です。これに対して、公調委は、積極的に、現地で審問期日を設けたり、積極的に現地に赴いて調査をする等の取組みを行っていき、ということでした。第3に、専門的な調査に基づく事件の解明や、審理の迅速化に努力する、ということでした。

以上のうち、積極的に現地で審問期日を実施するという取組みは実際に行われており、例えば、人証の取調べを現地で行うことは、裁判所よりも積極的のようです。この点は評価できると思います。

**3** しかし、現在においても、次のような問題点があることを指摘できると思います。

第1に、公調委で取り扱う事件は、「公害に係る紛争」という限定があることです。公調委は、「公害」という概念を広く解釈しているということですが、環境保全や回復に関する問題の中には、生態系の保全等、「公害」という範疇を超えるものもあります。現在、かつての公害対策基本法が環境基本法に発展していることにも象徴的に示されているように、「公害」に限られない、広い「環境」問題が、社会的関心事項となっています。法改正を要することではありませんが、取り扱うことのできる事件の

間口を広げるべきではないかと思えます。

第2に、公調委の委員は、選任基準について必ずしも透明性が確保されていません。また、公調委には、委員の他にも様々な職員がおり、中でも審査官は、大きな発言力を持ちます(最高裁判所の調査官に比べられるのではないかと思います)。公調委の委員や審査官は、環境問題に理解のある人を選任すべきだし、個々の事件を担当する委員会(3人の委員で構成されます)の中には、少なくともそのような人を1人は入れるようにすべきだと思います。委員の中に、科学者(御用学者ではありませんが)が少ないという点も、改善を要すると思います。

第3に、公調委による専門的な調査が、現状、必ずしも十分でない場合もあると思われる点です。公害問題は、原因や因果関係が不明確な事件が多く、そのような点を国の費用で積極的に解明するという点に、公調委の最大の存在意義があります。公調委は、専門的な調査を積極的に行う努力をする、ということですので、この点については、公調委の今後のさらなる努力を期待しております。

今後も、より国民から信頼される公調委を目指していただきたいと思います。



# ■ 初めて公調委を利用して ～高知県野見湾養殖カンパチ大量死事件～

高知弁護士会 谷脇 和仁

## 1 事件概要

2004年11月上旬、高知県中西部の太平洋岸に位置する須崎市野見湾で、養殖カンパチ約67万尾が、わずか2日ほどの短期間にほぼ全滅しました。被害総額約14億3000万円。太平洋沿岸での養殖業の盛んな高知県でも未曾有の漁業大被害で、地元のマスコミも大きく取り上げました。

ただちに高知県は魚病検査を行い、「養殖カンパチの死亡は、白点虫が主原因である」と発表。また専門家等による「原因究明委員会」も、翌2005年1月25日、当初の県発表と同様に「白点虫である可能性が高い」と答申しました。

被害漁民はそれでも納得できませんでした。それは、漁民の長年の経験で、白点虫が原因とするにはあまりに疑問が多いこと。他方、養殖場のすぐそばで行われていた国の津波防波堤工事で使用されるコンクリートケーソン並びに直前の台風によるケーソン破損の修復に利用した水中コンクリート等から流出した強アルカリ物質が原因ではないかと考えたからです。

## 2 審理経過

そこで2007年10月25日、7人の被害漁民の皆さんを申請人にして公調委に対し、責任裁定の申請をしたのです。申請人の被害総額約6億8000万円にのぼります。

公調委の審理では、コンクリートの専門家と魚類寄生学の専門家2名が専門委員として任命され、2008年3月と9月に2回の審問手続きが東京

の公調委本部建物で開かれました。そして同年11月に半日ほどかけて双方と公調委が船を仕立てて、野見湾の養殖漁場の現地調査を実施し、合わせて現地の商工会館を会場にして、3回目の審問手続きを行いました。さらに、2009年1月に東京で審問を行った後、同年4月に申請人申請の水産試験場の担当者と申請人代表者の現地尋問を高知市内で行い、同年7月に申請人申請のコンクリートから漁業資源を守る研究をしている研究者の尋問を東京で行いました。次回10月に東京で審問期日が予定されています。この現地での尋問手続きは、公調委が新たに導入した試みです。

## 3 課題

私がこの事件について公調委の責任裁定手続きを選んだきっかけは、日弁連の公害対策・環境保全委員会と公調委との懇談会に何度か出席して、いつか使ってみたいと思っていたからです。具体的には専門委員の

制度があって、本件の例で言えば白点虫やコンクリートのアルカリ物質といった専門的な分野について、早い段階から審理に参加して、争点整理や資料の収集等に利用できるのではないかという期待をもったからです。

ではその結果どうだったか。本件の困難さは、海洋でのコンクリートによる漁業被害にかかわる研究文献がほとんどない上に、漁民の皆さんからわれわれが相談を受けた時点で、すでに死亡したカンパチはすべて廃棄されており、また事件当時の海水の資料もまったく存在していなかったことです。その点を中心に専門委員を活用したかったのですが、現場調査や尋問での意見は聞けたものの、申請人の主張の内容にまで入り込んだ意見交換までには至っていません。どうすれば専門委員を効果的に活用できるのが課題です。



須崎市野見湾での公調委の現地調査の様相（08年11月）

# ■ 二弁環境保全委員会活動報告—道路シンポジウム

## 第二東京弁護士会 石黒 徹

例えば、東京の地下鉄、バス、JRが全部廃止され人々が一齐に車で通勤し始めたら、道路は車で溢れかえり、身動きが取れなくなり、道路が道路でない状態になるでしょう。車による道路交通は交通手段の一つに過ぎず、道路を考えるためには、他の交通手段、即ち車に比べCO<sub>2</sub>排出量が格段に少ない公共交通や、自転車、歩行者等の交通全体をどうするかという総合的な交通政策の視点が必要です。さらに、我々の社会生活にとっては交通の便だけではなく環境、まちづくり、福祉、雇用、教育、年金、景気対策といった大切な政策課題が他にも沢山あります。道路政策は、総合交通政策の中で、また、交通政策は国の政策課題全体の中で考えなくてはなりません。税金で集めたお金は、様々な政策課題に最適な形で配分してもらわなくてはなりません。道路特定財源制度の下で、ガソリン税等の財源は道路以外には使えない、全部道路に使わなくてはならないと義務付けられていましたが、特定財源制度は廃止され、一般財源化が実現しました。したがって、ガソリン税で集めたお金であろうが、所得税・法人税で集めたお金であろうが、みんな一般財源という1つの財布に入れて、その中から年金にいくら使うのか、環境・教育にはいくらか、景気対策はどうか、といった、財源の最適配分を考えていくことになる筈です。ところが、一般財源化したといいつつ、他方で「真に必要な道路は引続き整備してゆく」とされています。ここには2つの重要な論点が潜んでいます。1つ目は、福祉も年金

も雇用も環境も教育もどれも真に必要なはずなのに、赤字財政の乏しい財源の中で、何故道路建設だけが「真に必要な」でありさえすれば当然に優先・実行されるのかという問題です。2つ目は、「真に」必要かどうかを、国民が納得できる形で、誰がどうやってどういう基準で決めるのか、という非常に重要な問題で、ここを押さえなくては「真に」必要か否かさえ分からぬまま今後も道路が建設されることになります。この点につき、2008年12月以降国土交通省から「道路の将来交通需要推計に関する検討会報告書」「道路事業の評価手法の見直しについて」「費用便益分析マニュアル」という、道路建設の必要性を判断する方法・基準に係る文書（「評価三文書」）が発表されました。

第二東京弁護士会の環境保全委員会では、これまで、行き過ぎたクルマ依存社会の是正と道路整備のあるべき姿を追求し、各種の提言・意見表明、シンポジウムの開催等に取り組んできました。その一環として2007年には、「道路整備にあたっては温暖化効果・交通事故・公害環境面などのクルマ依存社会の社会的デメリットを直視すべきであり、交通容量拡大策からの転換を基本方針として、自動車に依存しないコンパクトシティ化等の代替的施策を選択する努力を尽くすべきである」旨の意見を表明しました。その後政府は、道路特定財源制度を廃止し、2009年度から一般財源化することを決定したにもかかわらず、2009年度予算においては従来と実質上変わりのない道

路予算を手当てし、また、上記のとおり、評価三文書を公表しました。

そこで、当会は2009年3月18日付で前記意見をさらに具体化し、評価三文書の内容を検討して道路建設のあり方に関する意見を述べるとともに、都市交通に関して、クルマに依存しないコンパクトシティを構築するために、公共交通の強化とともに、歩行者と自転車の安全、快適な移動空間の整備が不可欠であることを改めて強調しました。さらにこれに併せて同日、自民・民主両党の代表と専門家を招き、「車社会を考える～『真に必要な道路』を問う」と題してシンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは、民主党の菅直人衆議院議員、当委員会都市交通部会委員中島敏氏、自民党の山本有二郎衆議院議員、一橋大学寺西俊一教授および民主党の馬淵澄夫衆議院議員（発言順）をパネリストに迎え、司会石黒徹（当委員会都市交通部会委員）で①将来交通需要推計、②コンパクトシティ化、③費用便益分析マニュアル、④誘発交通、⑤一般財源化の意味等について活発な議論を戦わせ、日本の都市と地方の各々の特性に則したあるべき将来像・基本ビジョンを明確にした上で、タテ割り行政を乗り越え、都市のコンパクトシティ化や地方振興策とワンセットにした総合的交通政策を策定することの必要性等が訴えられました。ご興味のある方は、シンポジウムの報告書（<http://niben.jp/or/kankyokankyoy.html>）を是非ご一読下さい。

# ■ 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)環境基準設定について

横浜弁護士会 西村 隆雄

## ■ この間の経緯

これまで我が国では、粒径10ミクロン(1ミクロンは1000分の1ミリ)以下の粒子をSPMと称し、環境基準を設定して規制を行ってきました。しかし、このうちの微小側の粒子(2.5ミクロン以下のPM<sub>2.5</sub>)に人為由来(自動車、工場)の有害物質が集中していることから米国では1997年にPM<sub>2.5</sub>の環境基準が設定され、WHOも2006年にPM<sub>2.5</sub>のガイドラインを提案するなどPM<sub>2.5</sub>にシフトして基準設定、規制するのが世界の趨勢となっていました。

このため、各地の大気汚染裁判の和解では、PM<sub>2.5</sub>環境基準の設定が追求されてきましたが、環境省は頑としてこれを拒否し続けてきました。

しかし2007年8月の東京大気裁判の和解で、ついに「環境基準の設定も含めて対応について検討する」と変化のきざしを見せ、この間の専門家による「検討会」、中央環境審議会の専門委員会での討議をふまえて、2008年12月、中央環境審議会にPM<sub>2.5</sub>環境基準の設定について諮問がなされ、この間専門委員会での審議が重ねられてきました。

## ■ 答申案とその評価

そして、ついに2009年7月2日の中環審大気環境部会に、米国基準並みの年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、日平均値(の98パーセントイル値)35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下のPM<sub>2.5</sub>指針値が提案され、同指針値を内容とする中環審答申案が提出されました。

上記指針値は、米国ACS研究を

はじめとする海外の信頼性の高い疫学研究を重視したうえで、PM<sub>2.5</sub>の健康影響に関して、人種差やPM<sub>2.5</sub>の成分の違いで影響が異なることはないとして、主として海外の研究に依拠して米国基準と同一の指針値を提案しており、世界的な科学的知見をふまえた説得力のある提案となっております。大いに評価できるものとなっております。

米国基準並みのこの指針値と対比すると、わが国で測定されたPM<sub>2.5</sub>の濃度は、沿道局はもちろんのこと、一般局でも、大都市はおろか地方都市でも軒並みこれをオーバーする値となっており、この指針値で環境基準が設定されれば、今後新たな道路計画をめぐるアセスメントでも事業者側は対応の見直しを迫られるとともに、移動発生源・固定発生源をめぐっても規制、対策の抜本的強化が求められることとなります。

今後は、2009年7月から8月にかけてパブリックコメントを実施し、これをふまえて中環審答申をまとめたうえで、2009年9月には、環境大臣によるPM<sub>2.5</sub>環境基準の告示に至るものとみられています。

## ■ 今後の課題

(1) PM<sub>2.5</sub>環境基準が設定された場合、国は、PM<sub>2.5</sub>の常時監視が義務づけられ、全国に展開している常時監視測定局(自排局、一般局)でのPM<sub>2.5</sub>測定が必須となります。現在、大半の測定局は地方自治体のもとに設置されており、したがって国としては十二分な予算措置をとった上

で、自治体と連携して測定体制整備を早急に進めることが求められています。

(2) 国内のこれまでのPM<sub>2.5</sub>測定結果によれば、多くの測定局が本答申案の指針値をオーバーするところとなっており、これからしてもPM<sub>2.5</sub>の規制、対策は急務となっています。PM<sub>2.5</sub>の排出状況の把握、生成機構の解明等が遅れていることは事実ですが、だからといって対策を先のぼしにすることは許されません。この点、まずもって固定発生源、そしてとりわけ移動発生源に対し、より抜本的な対策、規制強化を行うことが強く求められています。

(3) 米国では、PM<sub>2.5</sub>基準をめぐって、1997年に基準設定を行った後、2006年に基準改定(強化)、さらに、その後現在、新たな見直し、改定に向けた作業が行われています。これに対しわが国においては、環境基本法第16条3項において、環境基準について「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」とされているにもかかわらず、例えばSPMの環境基準については、設定から40年近くが経過しながら、一度たりとも科学的判断に基づく検討も改定も行われたことがありません。

したがって今回の基準設定に引き続いて、直ちに最新の国際的知見に基づいた基準の見直し、改定のための検討が行われなければなりません。(本原稿は、2009年8月24日付けで執筆しています)



# ■ 第52回人権擁護大会プレシンポ開催

## 2020年までにエネルギーの20%を再生可能エネルギーにしよう

### ～ドイツの再生可能エネルギー法はなぜ成功したか～

第二東京弁護士会 海渡 雄一

日弁連は、2009年11月5日に和歌山で開催される人権擁護大会の第2分科会として地球温暖化問題を取りあげる。同年5月8日には、1990年比で2020年30%、2050年80%という温室効果ガスの削減目標の設定と、その達成のための「気候変動／地球温暖化対策法（仮称）」の制定を提言した。この人権擁護大会準備のためのプレシンポが6月11日、日弁連主催、東京3弁護士会共催で開催された。

折しも6月10日に政府の地球温暖化中期目標が公表された直後で、一般の関心も高く、用意した資料が足りなくなるほどの盛況となった。まず再生可能エネルギーを飛躍的に拡大させ、すでに1990年比23.3%の温室効果ガス削減を達成したドイツから、連邦環境省の国際政策担当のハロルド・ナイツェルさんを招いた。世界の再生可能エネルギーの状況に詳しく、日本国内でも政策転換のために活躍されている環境エネルギー政策研究所の飯田哲也さんにもパネラーを引き受けていただき、地球温暖化防止のために日本の政策に何が足りないのかを検討する良い機会となった。

今回のシンポジウム企画は、2009年4月に行ったドイツ調査の際ハロルド・ナイツェルさんとお会いし、熱意を込めて地球温暖化に取り組むドイツ政府の姿勢をわかりやすくユーモアたっぷりにプレゼンしていただいたのがきっかけである。

日本政府は、2005年比15%削減の中期目標はEUの13%減を上回っていると説明した。しかし、京都議定書の策定から2005年までに日本はCO<sub>2</sub>の排出を増加させているのに対して、EUではこの期間に削減してきたのであり、この目標設定は、1990年比では8%減にとどまるもの

で、EUの20%減には遠く及ばない。積極的な地球温暖化対策をマニフェストに掲げていた民主党中心の新政権での見直しが進むことに期待したい。

ナイツェルさんの報告によれば、ドイツでの成功の鍵ははっきりとした目標の設定、固定価格買取制度、経済的な誘導策、研究開発、市民への広報などであったと報告された。とりわけ固定価格買取制度によって20年間にわたって、逡減していくとはいえ固定した価格での買い取りが保障され、投資の安全性が確保されたことにより、飛躍的に民間投資が加速されたことを強調した。電力市場における成功をふまえて、ドイツでは熱市場における再生可能エネルギーの拡大にも取り組んでいるという。

これに引き替え日本の再生可能エネルギーは、政策の失敗から産業としてもブレイクできず先細りの実情にある。飯田さんは「世界の風力発電市場ではドイツの成功を追ってアメリカがトップに追い上げ、日本はスペイン、インド、中国にも水を開けられている。世界の太陽光発電に占める日本企業のシェアは2005年からの2年間で47%から25%へ落ちている。」とし、「21世紀における自然エネルギーは20世紀における自動車産業と同様の産業の牽引車となるだろう。2008年の株式時価総額が1兆円を越える自然エネルギー専門企業が7社も誕生している。日本にはそのような新興企業はない。自然エネルギーによる雇用も世界中で飛躍的に伸びている。日本では原子力推進を国策とする経済産業省のもとで、固定価格買取制度すら導入されず、むしろ再生可能エネルギーの発展が国の政策によって阻まれてきた。」

と報告。

第171回通常国会に提案され、審議中であった（その後成立）「エネルギー供給構造高度化法案」についても「太陽光についての買い取り制度を導入するためだ」という報道もなされているが、『非化石エネルギー』という名目で、原子力と再生可能エネルギー、ゴミ発電などを区別しないで推進することとしている。電力会社の買い取りの費用や条件も経産省の判断に委ねられている。」と批判した。

これに対して、ドイツのエネルギー政策に詳しい千葉恒久弁護士は、「ドイツの再生可能エネルギー法では買い取りの義務づけに加えて、接続に伴う発電施設設置者の費用負担について接続機器及び測定機器の費用に限定し、配電網の操業上必要となる設備の設置費用などはすべて送電網操業者の負担とされている。発電施設設置者が配電事業者に対して送電網の拡充を請求する権利も保障している。」などと報告し、法制度の面でも再生可能エネルギーが強く保護されていることを強調した。

ナイツェルさんは「ドイツでは今年秋の総選挙を控えて、国内の環境保護とエネルギー政策を取りまとめるあらたな環境エネルギー省の創設が議論されている。」と紹介し、日弁連の求める環境政策とエネルギー政策の統合がドイツでは一足早く実現する可能性を示唆した。

今年12月にはコペンハーゲンで、地球の未来を決めるCOP15会議が開かれる。日本の地球温暖化対策、とりわけ再生可能エネルギー政策を一刻も早く国際スタンダードに沿ったものに変え、この国際会議に臨みたいものだ。

## ■ 第52回人権擁護大会シンポジウム

# 「ストップ地球温暖化～HOTな心でCOOLな選択を～」

本年11月5日に和歌山で開催される第52回日弁連人権擁護大会シンポジウム第2分科会では、地球温暖化問題をとりあげます。

地球温暖化の結果として、氷の融解・海面の上昇・生物の絶滅及び生態系の攪乱・伝染病の拡大等が起こることは有名です。また、巨大ハリケーン増加をはじめとする異常気象の原因として地球温暖化が挙げられますが、異常気象の影響は既に日本にも及んでいます。世界の科学者の英知を結集したIPCCによる第4次報告書からは、地球温暖化がCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの人為的な排出を原因とすること、また大きな被害を避けるためには、全世界のCO<sub>2</sub>排出を2015年までに減少方向に向かわせ、さらに2050年には2000年比で50%から85%削減して世界の平均気温の上

昇を産業革命の前から2℃以下に抑える必要があることが、明確となっています。

ところがわが国では、このような科学的分析を薄弱な根拠で否定し温暖化対策を遅らせようとする動きが未だに存在します。また世界全体での温室効果ガス排出削減のために各国が負うべき削減義務については、それぞれの利害が対立し一致点を見いだせていません。2009年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP15（第15回気候変動枠組条約締約国会議）で先進国の中長期的な削減目標につき合意しなければ、もう手遅れです。そこで、シンポジウムの前半では、温暖化問題に関し科学による到達点を明らかにするとともに、世界各国の排出削減目について如何なる議論がなされているかを模擬国際

交渉の形で分かり易く紹介します。

またシンポジウムの後半では、必要な削減対策及びその実現可能性について、議論を深めます。上記のような大幅な削減のためには、現在のエネルギー供給構造を根本的に改め、石油・石炭等の化石燃料に依存する経済の仕組みから、風力や太陽光等の再生可能エネルギーを基本とする低炭素経済へと社会のあり方を転換していく必要があります。そのためには、国が排出を規制した上でエネルギー転換政策等を強力に推進するとともに、各地域で住民が主体的に政策決定に参加することが不可欠です。

以上のような視点から温暖化問題を深く議論することが本シンポジウムの目的です。みなさん、ふるってご参加下さい。

## ■ 来年度の人権擁護大会シンポジウム立候補企画のご案内

# ～大規模不法投棄現場で考える、都市と地方の新しい循環型社会(仮称)～

### 1 はじめに

当委員会は、岩手県盛岡市で開催される来年度の人権擁護大会に、不法投棄を中心とする廃棄物問題をテーマとして立候補することを決定しました。本年11月に採否が定まる見込みですが、これに先立ち、企画の目的、内容について紹介させていただきます。

### 2 今、廃棄物問題を考える意義

本年度のシンポジウムのテーマである地球温暖化問題は、産業革命以後、各国が化石燃料に基づくエネルギーを過剰に生産し、消費し、廃棄してきたツケを地球に負わせた結果、発生した問題です。その解決には、エネルギー利用の抑制だけでなくエネルギー利用を伴う物の生産等の抑制も伴わなければなりません。過剰な生産、消費、廃棄という社会の体質は一向に改善される気配がありません。私達弁護士は、大量

廃棄社会の最も顕著かつ醜悪な末路である不法投棄問題を直視することで、物の消費などに関するあり方を問い直し、後の世代に尻拭いをさせず美しい社会を引き継ぐ責務を負っています。

### 3 岩手で不法投棄問題を考える意義

三陸海岸や八幡平などの美しい自然と平泉や遠野に代表される文化的景観を備えた岩手の大地が、首都圏を中心に1万社を超える全国各地の事業者が排出した膨大なゴミにより汚されるという事件が起きました。1999年に発覚し、香川県豊島の事件を遥かに凌ぐ日本最大級の不法投棄事件と言われる岩手青森県境不法投棄事件です。法制の不備や行政の対応の遅れなどから青森県の処理業者による県境を跨いだ不法投棄が10年以上も継続し、岩手青森両県は、自県外から持ち込まれたゴミのために

数百億円を要する撤去作業を現在も余儀なくされています。

また、同事件の発覚後、全国各地で次々と大規模不法投棄事件が発覚し、あたかも「大規模不法投棄の10年」と呼ぶべき様相を呈しましたが、未だ十分な総括もされておらず、多くの事件ではゴミを適正処理せずに現地に封じ込める方法がなし崩し的に選択されようとしています。

私達は、シンポジウムにおいて、これらの事件や廃棄物処理法制の不備に関する総括を通じて、不法投棄の防止策や原状回復のあり方の再検討はもちろん、廃棄物を巡る都市(受益者)と地方(搬入先)の負担のあり方、さらには根本的な問題として、冒頭で述べたような循環型社会のあるべき姿を問い直すことができると考えています。